

〇〇地域防災拠点における飼育ルール

※ ルールの一例です。飼い主の会と拠点運営委員会で検討したうえで、加除修正を行い、地域の実情に合ったルールを作成してください。

飼い主の皆さんへ

この地域防災拠点で人と動物が気持ちよく過ごせるように、次のことを守ってください。

- 1 地域防災拠点に同行できるペットは、犬・猫・小鳥や小型のげっ歯類などです。それ以外のペットは同行できません。
- 2 ペットは決められた場所で、ケージに入れるか、支柱につなぎとめるなどして飼育しましょう。
- 3 ペットの飼育・管理は、飼い主自身が責任を持って行います。
- 4 ペットの飼育に必要な作業は、飼い主の皆さんで協力して行いましょう。
 - 飼育場所と周辺区域の清掃・消毒
 - 廃棄物・排泄物集積場所の管理
 - 救援物資（ペットフード・資材等）の搬入・仕分け・配分
- 5 決まった時間に給餌し、残った餌は後始末をしましょう。ペットの体やケージ内を清潔に保つなど、周囲に影響を及ぼさないようにしましょう。
- 6 排泄は指示された場所でさせ、後始末をきちんと行いましょう。
- 7 地域防災拠点には、負傷などによりペットの世話ができない飼い主もいます。お互いに助け合いながらペットの管理をするようにしましょう。
- 8 散歩は、敷地外または、敷地内の指定された場所で行いましょう。散歩する際には、必ずリードをつけましょう。
- 9 一時保護された迷子のペットの世話も飼い主の皆さんで共同して行っていただくようお願いいたします。